第１０５号議案

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和３年中野区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３０条第１項第２号の２中「第５条の２の８」を「第５条の２の８第１項」に改め、同項第４号中「前３号」を「前各号」に改める。

第３８条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改める。

第５３条第２項第３号の次に次の１号を加える。

⑶の２　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第５３条第２項第４号の次に次の１号を加える。

⑷の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　大学を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

ウ　大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

第５８条第１項第４号、第８５条第１項第４号及び第９２条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第３０条第１項第２号の２及び第４号、第３８条第１項第４号、第５８条第１項第４号、第８５条第１項第４号並びに第９２条第１項第４号の改正規定は、公布の日から施行する。